

やわたハイランド 191 シーズン券会員ご利用約款

2017-2018 年シーズン

- 第1条 加入された会員に対して、会員券（会員カード）を発行いたします。
- 第2条 シーズン券のご利用は、ご本人のみのご利用となります。他人に貸与・譲渡する事は出来ません。万一その様な事実が判明した場合、無条件で権利を失効するものとし、シーズン券を没収いたします。
- 第3条 シーズン途中の会員の都合などによるキャンセルの場合、申込金など一切返却いたしかねますので、予めご承知ください。
- 第4条 シーズン券のご利用日
- ① 営業開始日からシーズン終了日まで、営業時間内はいつでもご利用出来ます。
 - ② 営業期間又は営業日について、気象条件及び諸事情などにより変更の場合があります。予めご承知ください。
 - ③ 営業期間中の臨時休業他、3月中の営業終了については、払い戻しは行いませんので、ご承知ください。
- 第5条 リフト券について
- この会員券では、リフトに乗車する事は出来ません。ご来場の際には、次の手続きが必要となります。
- ① センターハウス内の1階インフォメーションにて、会員券とリフト券を交換下さい。
 - ② 当日、引換されたリフト券については、再発券はいたしません。
 - ③ ご利用の間、会員券はお預かりいたします。
 - ④ お帰りの際には、リフト券と交換で会員券をお返しいたします。事前に営業時間等ご確認の上、必ず当日交換してお帰り下さい。
 - ⑤ 会員券をお忘れの場合は、通常のリフト券の購入して頂くこととなりますので、予めご承知ください。
- 第6条 駐車場（駐車料金は含まれております）
- ① 料金所にて会員券をご提示ください。
 - ② 駐車場が満車の場合、駐車をお断りすることもございます。この会員券は、優先券ではありませんので、予めご承知ください。
 - ③ 除雪作業のために、お車の移動をお願いする場合があります。ご協力をお願いします。
 - ④ 夜間入場された場合、係員の勤務開始後、会員券の確認をさせていただきます。ご協力をお願い致します。（お休みの場合には、お車の分かりやすい個所にご掲示等をして下さい）
- 第7条 会員になられた方は、この約款及び場内に掲示してあるその他の規則等、お守り下さい。守れない場合は、会員資格を取り消す場合がございます。その場合、申込金などは一切返却いたしませんので、ご承知ください。
- 又、リフト券を他人に転貸、譲渡などの不正行為が判明した場合は、当該リフト代金の倍額の割増料金を徴収いたします。
- 第8条 この会員券は、原則として再発行はいたしません。
- 約款をお読み頂き、シーズン券申込用紙の最終欄に、ご署名をお願いいたします。